



保険・年金など

介護保険制度

問 健康福祉課 高齢者福祉係 ☎32-0515
 地域包括支援センター ☎33-3456

元気な高齢者や軽度の要支援者・要介護者の重度化を予防する「介護予防」を重視しながら、介護を必要とする状態となっても自立した生活ができるよう高齢者の介護をみんなで支えるしくみです。

介護保険の対象者

	65歳以上 の人 第1号被保険者	40歳~64歳まで の人 第2号被保険者
介護予防・介護サービスが利用できる人は…	入浴・排泄・食事・身じたくなど日常生活を送るために支援や介護を必要とする人	※特定疾病によって、日常生活を送るために支援や介護を必要とする人
保険料は…	住んでいる市町村の介護サービスの水準に応じて基準額が決まります	加入している医療保険ごとに決まります

※特定疾病とは

- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 多系統萎縮症
- 初老期における認知症
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- 閉塞性動脈硬化症
- 関節リウマチ
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- 末期がん

▶ 介護サービスの利用

介護サービスの利用を希望する場合は、どの程度の介護サービスが必要であるかの判定を受けなければなりません。まず、「介護保険被保険者証」を添えて宮若市へ申請の手続きをしてください。

① 認定申請をします

介護サービスの利用を希望するときは、宮若市へ申請の手続きをしてください。

※居宅介護支援事業者、地域包括支援センターおよび介護保険施設は申請の代行ができます。

※居宅介護支援事業者とは…

本人やその家族から依頼を受けて要介護認定の代行申請・居宅サービス計画(ケアプラン)作成・サービスの利用調整を行う事業者です。なお、依頼費用はかかりません。

② 調査を受けます

○介護保険広域連合鞍手支部の調査員が家庭を訪問し、全国共通の調査票により、本人の心身の状態について調査を行います。

○かかりつけの医師の意見書を作成してもらいます。

③ 認定を受けます

調査結果とかかりつけの医師の意見書をもとに、「介護認定審査会」でどの程度の支援や介護が必要か(要介護区分)を判定します。認定は申請から30日以内に行います。原則として6カ月ごとに見直します。

④ 認定結果が通知されます

介護保険認定審査会の判定に基づいて、以下の要介護度に認定されます。

※要介護認定結果の通知は、原則として申請後30日以内に送られてきます。30日を超える場合は、お知らせします。

認定結果の区分

要支援1 要支援2 の方		<ul style="list-style-type: none"> ■介護予防サービスが利用できます。 ■市町村が行う「介護予防・日常生活支援総合事業」も利用できます。
要介護1 要介護5 の方		<ul style="list-style-type: none"> ■介護サービスが利用できます。
非該当の方 (自立)		<ul style="list-style-type: none"> ■介護(予防介護)サービスは利用できませんが、市町村が行う「介護予防・日常生活支援総合事業」を利用できます。

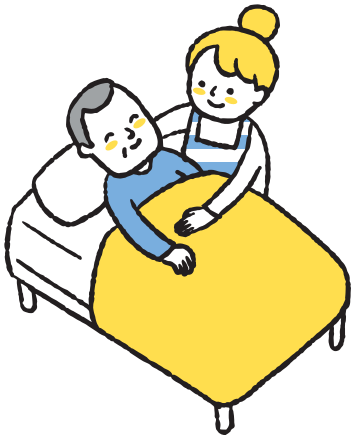


⑤サービスの計画をつくります

- 在宅のサービスの場合
本人や家族と話し合い、サービスを提供する事業者を含め計画(ケアプラン)をつくります。
- 施設のサービスの場合
希望する施設などに相談し、直接申し込みます。

⑥サービスを利用します

- 在宅サービスの利用
計画(ケアプラン)にもとづき、サービスが開始されます。
- 施設などへの入所
介護サービス計画にそってサービスが提供されます。



▶ 介護サービスの種類

在宅サービス

訪問介護(ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーが家庭を訪問して、家事などの身の回りの生活援助や身体介護を行います。

訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車などで家庭を訪問して、入浴の介護を行います。

訪問看護

看護師などが家庭を訪問し、看護を行います。

訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問し、機能訓練(リハビリテーション)を行います。

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

通所介護(デイサービス)

デイサービスセンターでは、入浴・食事の提供・機能訓練などのサービスを日帰りで行います。

通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院などで、機能訓練などのサービスを日帰りで行います。

短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に短期間入所し、日常生活の介護や機能訓練を行います。

短期入所療養介護(ショートステイ)

介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに短期間入所し、医学的な管理のもとで看護や機能訓練、日常生活の介護などを行います。

住宅改修費の支給

自宅での手すりの取り付けや段差の解消などの小規模な改修にかかった費用を支給します。

福祉用具の貸与

歩行器などの福祉用具の貸し出しを行います。(心身の状態によって利用できない品目があります。)

福祉用具の購入

排泄や入浴などに使われる福祉用具の購入費を支給します。

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどで介護サービスを行います。

在宅サービスの1カ月の支給限度額

令和5年4月現在

要介護度	支給限度額(月額)	利用者負担
要支援1	50,320円	支給限度額の範囲内で 利用額の原則1割 (一定以上の所得がある方は 2割もしくは3割) を負担します。
要支援2	105,310円	
要介護1	167,650円	
要介護2	197,050円	
要介護3	270,480円	
要介護4	309,380円	
要介護5	362,170円	



施設サービス 要介護1~5の人

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

日常生活で常に介護が必要で、在宅で適切な介護が困難な場合に、必要な介護サービスを行います。※原則要介護3以上

介護老人保健施設(老人保健施設)

病状が安定している場合に家庭に戻れるように、介護や機能訓練を行います。

介護医療院

日常的な医療管理が必要な要介護者や看取り、ターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設です。

介護療養型医療施設

長期間にわたる療養や介護が必要な場合に、医学的な管理のもとで介護や機能訓練などを行います。

※今後、施設サービスの総合的な見直しが行われる予定です。

地域密着型サービス

支援や介護が必要になってからも高齢者ができる限り住みなれた地域での生活を継続できるよう、利用者のきめ細かなニーズに対応するためのサービスです。

※原則として広域連合外の他市区町村のサービスは利用できません。

認知症対応型通所介護(認知症専用のデイサービス)

認知症専用のデイサービスセンターでは、入浴・食事の提供・機能訓練などのサービスを日帰りで行います。

認知症対応型共同生活介護(認知症対応型グループホーム)

認知症のため介護を必要とする高齢者が共同生活を営む住居(グループホーム)では、介護を行います。〔要支援1〕と認定された人は利用できません。

小規模多機能型居宅介護

心身の状態や希望に応じて、日中の「通い」サービスを中心に、随時「訪問」や「泊り」のサービスを組み合わせで行います。

地域密着型通所介護

定員が18名以下の小規模なデイサービスセンターでは、入浴・食事の提供、機能訓練などのサービスを日帰りで行います。

介護保険料

問 健康福祉課 高齢者福祉係 ☎32-0515

介護は誰もがいずれ直面する問題です。介護を社会全体で支えるために、加入するすべての人(40歳以上の人)に保険料を納めていただきます。

「65歳以上の人」と「40歳から64歳までの人」とでは保険料の決めり方や納め方が異なります。

65歳以上の人の保険料(第1号被保険者)

1. 保険料の決めり方

65歳以上の人の保険料は、住んでいる市町村の介護サービスの水準によって基準となる保険料の額が決まります。被保険者の負担能力に配慮し、所得に応じた25段階の保険料設定となっています。

2. 保険料の額

福岡県介護保険広域連合のホームページでご確認ください。

3. 保険料の納め方

(1) 特別徴収

老齢・退職・遺族・障害年金が月額1万5千円以上の人
年金の定期支払いの際に、年金から介護保険料が天引きされます。

(2) 普通徴収

老齢・退職・遺族・障害年金が月額1万5千円未満の人
年8回(8・9・10・11・12・1・2・3月)に分けて納めていただきます。(口座振替もご利用できます。)

(以下は広告スペースです)

穏やかな時の流れの中で
人として尊厳を持った生活

グループホーム

畠 苑

宮若市福丸247-1
☎0949-52-0625

宮若市龍徳 1488番地

group home
kouseien

<認知症対応型共同生活介護>
グループホーム 幸生園

Instagramで情報発信中!
アメブロやフェイスブックでも閲覧可能!

gh_kouseien 検索

入居相談、施設見学はお気軽にどうぞ!

TEL.0949-34-7575



介護予防・日常生活支援総合事業

要支援1・2の方や、市が行う基本チェックリストで生活機能の低下がみられた方は、介護予防や生活支援のためのサービスが利用できます。

宮若市で申請の手続きが必要になります。申請後に地域包括支援センターの職員が調査を行い、判定会議の結果、事業の対象者となればサービスが利用できます。

▶ 介護予防・日常生活支援サービスの種類

訪問型サービス

ホームヘルパーなどが家庭を訪問して、家事などの身の回りの生活援助や身体介護を行います。

通所型サービス

デイサービスセンターなどでは、生活機能の向上のために機能訓練などのサービスを日帰りで行います。

▶ 一般介護予防事業

介護を要する状態にならないよう、介護予防のための事業を行います。

地域公民館等での活動

地域の公民館などに講師を派遣して、介護予防を目的とした教室を開催します。

公共施設での活動

保健センターなどで、介護予防に関する知識を広めるために、介護予防を目的とした教室を開催します。

地域介護予防教室 (各自治会単位などでの開催)

地域で自発的に介護予防に取り組むため、地域介護予防教室を開催し、介護予防に関する知識を習得しながら、日常生活の中で自主的な活動を行えるように支援することを目的とします。

対象者 65歳以上の方、及びその支援をされる方(ボランティア等)
※10名以上でお申込みください。

場 所 各自治会の公民館・集会場や近隣の公共施設等



申し込み・お問い合わせ

健康福祉課高齢者福祉係 ☎32-0515

内 容

- ①運動教室
筋力の衰えを防ぐために、室内でできる簡単な運動の方法を学びます。
- ②口腔教室
歯の手入れ(ブラッシング)、唾液を増やすマッサージの方法や、口のまわりの筋肉をほぐす運動、言葉をハッキリ出す運動などを学びます。
- ③栄養教室
高齢者に必要な栄養素は何か、簡単に調理でき、バランスのよい献立などを学びます。
- ④認知症予防教室
認知症とはどういうものか、認知症の症状、認知症の予防についての考え方などを、簡単な手遊びなどの運動を交えながら学びます。
- ⑤音楽教室
気軽に楽しめる音楽を通して、心と身体の健康維持を目指します。

※一つの教室の開催回数は年度内に3回とし、90分程度を予定しています。

地域包括支援センター

問 健康福祉課 地域包括支援センター ☎33-3456

高齢者が住み慣れた地域で生活できるように様々な支援を行います。保健師・社会福祉士・主任ケアマネージャーなどの専門の職員が高齢者やその家族の相談を受けたり、介護予防のケアマネジメントを行います。

支援内容

- ・介護予防に関するケアマネジメント
- ・総合的な相談や支援
- ・高齢者の虐待防止の相談や成年後見制度の支援
- ・包括的、継続的ケアマネジメントの実施
- ・在宅医療と介護サービスの一体的な提供支援
- ・生活支援や介護・予防サービスの充実
- ・認知症の相談や啓発予防の実施

(以下は広告スペースです)

社会福祉法人 清浄会
介護老人保健施設
なびき苑
通所リハビリテーション
短期入所療養介護 / ショートステイ
なびき苑介護計画センター / ケアプラン
宮若市下有木 1517-1 TEL:0949-33-3988
FAX:0949-32-3004

グループホーム 認知症対応型 共同生活介護
なびき TEL:0949-32-3603
宮若市下有木 1507-1 FAX:0949-32-3004
お気軽にご相談下さい

年を重ねたあなたにふさわしい
安心とゆとりある暮らしを

要介護5まで入居できます
お気軽にご相談下さい!

社会福祉法人 宮田親和会
軽費老人ホーム
ケアハウス くつろぎ
(介護予防特定施設入居者生活介護事業) (特定施設入居者生活介護事業)
〒823-0004 福岡県宮若市磯光 1301-2
tel.0949-32-5190 fax.0949-32-5191

国民健康保険

問 市民課 国保年金係 ☎32-4004

▶ 加入と脱退

誰もが安心して医療を受けられるよう、市町村内に住所を有する人は、全員国民健康保険に加入しなければなりません(国民皆保険)。ただし、被用者保険(職場の健康保険)・共済組合保険等に加入している方および、生活保護世帯は、国民健康保険の適用除外となります。

※75歳以上の人は、後期高齢者医療制度に加入して医療を受けます。(一定の障がいがある65歳以上の人も、申請により後期高齢者医療制度で医療を受けることができます。)

加入要件

- お店を経営している自営業の人や、農業・漁業等を営んでいる人
- 退職して職場の健康保険をやめた人、およびその被扶養者
- 収入超過等の理由で社会保険等の扶養から外れた人
- パートやアルバイト等をしていて、職場の健康保険に加入できない人
- 生活保護を受けなくなった人

国保の加入や脱退の手続きは下表のとおりです。

国保に加入するとき	手続きに必要なものは(注)
宮若市に転入したとき	転出証明書・マイナンバーが確認できるもの
会社を退職したとき(他の健康保険から離脱したとき)	資格喪失証明書・マイナンバーが確認できるもの
子どもが生まれたとき	世帯主の保険証・マイナンバーが確認できるもの
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書 マイナンバーが確認できるもの

(注)すでに国保に加入している人が同一世帯内にいる場合は、その人が使用している国保の保険証もお持ちください。

国保を脱退するとき	手続きに必要なものは
宮若市から転出するとき	国保の保険証・マイナンバーが確認できるもの
他の健康保険に加入したとき	国保の保険証・職場の健康保険証・マイナンバーが確認できるもの
死亡したとき	国保の保険証・マイナンバーが確認できるもの ※喪主に葬祭費が支給されますので、会葬礼状・喪主の口座がわかるものもあわせてお持ちください。
生活保護を受けるようになったとき	生活保護受給証明書・国保の保険証・マイナンバーが確認できるもの

国民健康保険の加入・脱退の注意点

国保は、社会保険などと違い、加入するときや脱退するとき、加入者自らが届け出をしなければなりません。

【加入するときの注意点】

届け出が遅れた場合(異動があった日から14日を超えた場合)は、その間の保険給付ができませんので医療費は全額自己負担になります。(払い戻しもできません。)

しかし、国民健康保険税は、加入の手続きをした月からではなく国保の資格が発生した月から計算して課税されます。(最高で3ヶ年度分まで遡って計算されます。)

【脱退するときの注意点】

他の健康保険に加入した場合は、すみやかに市役所で国保脱退の手続きをしてください。国保脱退の手続きをしないと、国民健康保険税が課税され続けて、二重に保険料を支払うこととなります。

会社を退職したときの手続き

退職後の手続きは、次の3通りの方法が考えられます。(どれを選択するかは任意です。)

①社会保険の任意継続制度を利用する

退職してから20日以内であれば、今まで加入していた健康保険を2年間継続して利用できる「任意継続制度」を選ぶことができます。

任意継続の健康保険料は、会社の負担分がなくなりますので、退職時の健康保険料の約2倍となります。(保険料には上限があります。)

手続きの方法や健康保険料の額などについては、以前お勤めされていた会社や全国健康保険協会、健康保険組合等にお問い合わせください。

②社会保険等の扶養に入る

同一世帯に別の社会保険に加入している人がいる場合は、その扶養に入ることができます。

この場合、新たに扶養に入る人の健康保険料は加算されません。(健康保険の種類によっては加算される場合もあります。)ただし、扶養に入る場合は年収による制限(60歳未満の場合=130万円未満、60歳以上の場合=180万円未満)等がありますので、詳細は全国健康保険協会、健康保険組合等にお問い合わせください。

③国民健康保険に加入する

①・②のいずれの方法も選ぶことができない場合は、国民健康保険に加入することになります。

資格喪失証明書をご準備のうえ、市役所で手続きをしてください。

また、次のような場合も、国保の保険証をご準備のうえ、市役所に届け出をお願いします。

- 宮若市内で住所が変わったとき
- 世帯が分かれたり、一緒になったりしたとき
- 国保の保険証を紛失したり、汚れて使えなくなったとき
(保険証再交付の場合は本人確認をしますので、運転免許証やパスポート、マイナンバーカード等の公的機関が発行した顔写真入りの身分証明書もお持ちください。)

▶ 特定健診・特定保健指導

国保に加入している40歳以上75歳未満の人を対象に高血圧・糖尿病などの生活習慣病を早期に発見し、疾病の発症・悪化を予防することを目的に、特定健診・特定保健指導を実施しています。

詳細は、広報みやわか「宮若生活」等でご確認ください。年に一度健診を受診しましょう。



給付

病気やケガなどで診療を受けた場合、費用の7割(義務教育就学前は8割、70歳以上の人は7割・8割)を国民健康保険が給付します。

療養費

緊急その他やむを得ない理由で保険証を提示しないで診療を受け、費用の全額を支払った場合や、医師が必要と認めた治療用具等を購入した場合などは、申請により基準の範囲内で療養費の支給が受けられます。

高額療養費

医療機関で受診する際、医療費負担の限度額は所得に応じて異なります。入院の場合、事前に市役所に申請して「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受け、これを医療機関に提示することで、1か月に一医療機関に支払う保険診療負担額が自己負担限度額までとなります。また、外来や複数の医療機関の支払いで自己負担限度額を超える場合は、市役所に申請することで超過分の払い戻しを受けることができます。

※70歳～74歳の人のうち「現役並み所得者Ⅲ」・「一般」の人は、「限度額適用認定証」は必要ありません。

入院時の食事代標準負担額

入院時の食事は1食につき460円の負担があります。ただし、世帯主と国民健康保険加入者全員が市民税非課税である人は、「標準負担額減額認定証」を医療機関に提示して食事代の減額を受けることができます。(「標準負担額減額認定証」の交付を受けると、その月の初日から食事代の減額を受けることができます。)

高額介護合算療養費

世帯内の国民健康保険の被保険者の方全員が、1年間(毎年8月～7月末)に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合には、申請によりその超えた金額の支給が受けられます。

自己負担限度額(月額)

令和5年6月現在

所得区分	[総所得金額等]※	過去12カ月間の1回目～3回目まで	4回目以降(多数該当)
ア	901万円超	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
イ	600万円超901万円以下	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
ウ	210万円超600万円以下	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
エ	210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※[総所得金額等]=総所得金額(収入総額-必要経費-給与所得控除-公的年金等控除等)-基礎控除(33万円)
所得の申告がない場合は上位所得者とみなされますので、申告忘れにはご注意ください。

(70歳～74歳の人)

令和5年6月現在

所得区分	外来(個人)	外来+入院(世帯単位)	4回目以降(多数該当)
現役並み所得者Ⅲ(690万円以上)	252,600円+(医療費-842,000)×1%		140,100円
現役並み所得者Ⅱ(380万円以上)	167,400円+(医療費-558,000)×1%		93,000円
現役並み所得者Ⅰ(145万円以上)	80,100円+(医療費-267,000)×1%		44,400円
一般(145万円未満等の課税世帯)	18,000円 ※1	57,600円	44,400円
低所得者Ⅱ(低所得者Ⅰ以外の非課税世帯)	8,000円	24,600円	
低所得者Ⅰ ※2	8,000円	15,000円	

※1 8月～翌年7月の年間限度額(一般、低所得者Ⅰ・Ⅱだった月の外来の合計の限度額)は144,000円

※2 低所得Ⅰとは、同一世帯の世帯主および国保被保険者が市民税非課税の人で、その世帯の所得が必要経費や控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人。

葬祭費

被保険者が死亡したときは、申請によりその葬祭執行者(喪主)に3万円が支給されます。

出産育児一時金

被保険者が出産したときは、50万円が支給されます。出産育児一時金は、原則として国民健康保険から分娩機関に直接支払われますので、出産前にまとまった現金を用意する必要はありません。出産費用が50万円に満たない場合は、申請によりその差額の支給を受けることができます。

※妊娠期間が85日以上であれば、死産や流産であっても支給されます。

※産科医療補償制度に加入していない分娩機関での出産や、産科医療補償制度の対象とならない出産の場合は、支給額が48万4千円に減額されます。

※出産した人が、出産日の過去6カ月以内に社会保険の被保険者本人(社保加入期間が1年以上)であった場合は、社会保険から支給されます。

はり・きゅうの助成

協定している鍼灸院で、はり・きゅうの施術を受ける場合は、はり・きゅう受診券を提出することにより1回当たり1術500円、2術600円の助成(年40回を限度)が受けられます。はり・きゅう受診券は、保険証をお持ちいただければ国保年金係窓口で随時発行できます。

交通事故にあったら

交通事故やけんか等、第三者の行為によるケガで国保を使って医療機関等を受診した場合は、市役所に届け出なければなりません。この際の医療費は国保が一時的に立て替えますが、後から加害者に対して損害賠償請求をしますので、すみやかに届け出てください。

※自己都合等により事故をうやむやにしたり、無届のままにしていたりすると、後でその分の医療費の返還を求められることになります。また、示談をする前にも必ず市役所に届け出てください。



公費医療費支給制度

問 市民課 国保年金係 ☎32-4004

中学3年生までの子どもや重度の障がいがある人、および母子家庭や父子家庭の人(父母のいない児童)は、申請して認定を受けければ、医療費の一部負担金の助成が受けられます。(令和5年10月1日現在)

区分	子ども医療	重度障害者医療	ひとり親家庭等医療
対象者	就学前の乳幼児及び小学1年生から中学3年生までの児童	身体障がい者(身障手帳1級・2級) 知的障がい者(IQ35以下) 重複障がい者(身障手帳3級かつIQ50以下) 精神障がい者(精神手帳1級) ※中学卒業以上の人の精神病床入院は助成対象外	母子家庭 } 児童は小学校入学後 父子家庭 } から18歳の年度末 養育者家庭 } まで
所得制限	なし	なし	児童扶養手当準拠
自己負担 いづれも 一医療機関 ごとの金額	通院:就学前 なし 小1~中3 1,200円/月(上限) 入院:就学前 なし 小1~中3 500円/日(月7日限度) ※償還払い	通院:就学後~65歳未満 500円/月(上限) 65歳以上 なし 入院:就学後~中3 [一般] 500円/日(月7日限度) [低所得] 300円/日(月7日限度) 中学卒業~65歳未満 [一般] 500円/日(月20日限度) [低所得] 300円/日(月20日限度) 65歳以上 なし	通院:800円/月(上限) 入院:500円/日(月7日限度)

後期高齢者医療制度

問 本庁:保険の資格や給付について 市民課 国保年金係 ☎32-4004
 保険料の計算などについて 税務収納課 市民税係 ☎32-0513
 福岡県後期高齢者医療広域連合 ☎092-651-3111

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者の方を対象に、老人保健制度に代わるものとして、平成20年度に創設されました。

制度の主な内容

対象者(被保険者)	・75歳以上の人 ・一定の障がいがある65歳以上の人 ※74歳まで国民健康保険や被用者保険だった人は75歳になった日からそれまでの保険を喪失して後期高齢者医療となります。
被保険者証(保険証)	被保険者全員に「後期高齢者医療被保険者証」を一人に1枚ずつ交付します。75歳になる誕生日の前月中に保険証をお送りします。(74歳までに後期高齢者医療となった人は、75歳になる誕生日の前月にはお送りいたしません)
医療機関での一部負担金	医療費の自己負担割合は年金収入やその他所得金額に応じて、1割または2割。現役並み所得者は3割です。
保険料の負担	所得などに応じて決められた保険料を被保険者全員が負担します。原則として年金からの天引きです。年金から天引きが出来ない人は、納付書または口座振替にてお支払いいただきます。これまで保険料の負担がなかった被用者保険※の被扶養者の人も保険料が発生します。
制度の運営主体	「福岡県後期高齢者医療広域連合」が運営主体になります。
広域連合の役割	対象者の資格管理、保険料の賦課、医療の給付等を行います。
市町村の役割	届出や申請等の窓口業務や保険料の徴収等を行います。
給付	給付の欄をご覧ください。

※被用者保険とは、全国健康保険協会、組合管掌健康保険、船員保険、各種共済組合等の総称です。



保険料

後期高齢者医療制度では、介護保険と同様に、被保険者一人ひとりに対して保険料を賦課・徴収します。(保険料は宮若市に納めていただきます。)

1. 保険料の決まり方

- (1) 保険料の算定方法は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて賦課される「所得割額」との合計額になります。
- (2) 所得割額は、賦課のもととなる所得金額(総所得金額等から基礎控除分を引いた額)に所得割率を掛けた額となります。
- (3) 保険料率(被保険者均等割額および所得割率)は、原則として県内均一で、2年単位で見直しを行うことになっています。
- (4) 一人ひとりの保険料額には上限(令和5年度賦課限度額: 66万円)が設けられます。

$$\text{保険料(年額)} = \text{均等割額} + \frac{\text{賦課のもととなる所得金額}}{\text{総所得金額等 - 基礎控除}} \times \text{所得割率}$$

(56,435円) (10.54%)

※令和5年度の保険料率

2. 保険料の軽減措置

- (1) 世帯の所得に応じて保険料のうち均等割額が軽減されます。(7割、5割、2割軽減)
- (2) 後期高齢者医療制度へ加入する前日に、社会保険の被扶養者だった人は所得割額保険料はかかりません。また、均等割額保険料は、制度加入2年間に限り、5割軽減されず(年額28,217円)。

3. 保険料の納付方法

- (1) 特別徴収
年額18万円以上の年金受給者は、保険料徴収は原則として年金から天引きされます。ただし、後期高齢者医療の保険料と介護保険料の合計額が、年金受給額の1/2を超える場合には特別徴収されず(2)の普通徴収になります。
また、特別徴収を止めて口座振替に変更することができます。(手続きについては、税務収納課市民税係までお問い合わせください。)
- (2) 普通徴収
(1)の特別徴収の対象にならない人や、その他の事情により特別徴収されない人は納付書や口座振替等により市に納めていただくことになります。

保険料納付月一覧

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
特別徴収	○		○		○		○		○		○	
普通徴収				○	○	○	○	○	○	○	○	○

給付

広域連合から被保険者に対して支給される医療給付の種類は、次のとおりです。

1. 療養の給付(医療機関で病気やけがの治療を受けたとき)
 2. 入院時生活・食事療養費の給付(低所得段階の人が入院したとき)
※限度額適用・標準負担額減額認定証が必要になります。
 3. 高額療養費の支給(同じ月内に払った自己負担額が高額になったとき)
 4. 高額介護合算療養費の支給(後期高齢者医療と介護保険を利用し、1年間の自己負担額が高額になったとき)
 5. 特定の疾病で治療が必要になったとき(特定の疾病とは、人工透析が必要な慢性腎不全、血友病、抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群をさします)
※特定疾病療養受療証が必要になります。
 6. 療養費の支給(補装具の作成や、はり・灸・マッサージの施術などでいったん全額自己負担をしたとき)
 7. 移送費の支給(移動困難な患者が緊急かつやむを得ない事情で移送されたとき)
 8. 訪問看護療養費の支給(訪問看護ステーションを利用したとき)
 9. 葬祭費の支給(被保険者が亡くなったとき、葬祭執行者(喪主)に対して支給されます。)
- 宮若市では、後期高齢者医療の被保険者を対象に、はり・きゅう受診券を発行しています。(最大で40回分。市と契約している鍼灸院でのみ利用可)
※手続きには保険証が必要となります。
- 故意の犯罪やけんか、交通事故など第三者の行為によるけがなどで医療機関にかかった場合は示談などを行う前にすみやかに後期高齢者医療広域連合へご連絡ください。



国民年金

問 市民課 国保年金係 ☎32-4004

20歳以上60歳未満で国内に住所のある人は、国民年金・厚生年金や共済年金のいずれかに加入しなければなりません。加入者(被保険者)は次の3種類に分けられます。

- ◆第1号被保険者
自営業農業、学生、無職の人など(市町村で手続)
- ◆第2号被保険者
厚生年金保険、各種共済組合に加入している人(勤務先で手続)
- ◆第3号被保険者
第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人(配偶者の勤務先で手続)

国民年金の届け出

次のときは、必ず市民課国保年金係に届け出てください。

手続きの種類	届け出に必要なもの
加入するとき ○本人・配偶者が会社を退職した時 ○厚生年金の資格を喪失した時	本人確認証明書(運転免許証、マイナンバーカード、保険証など) →健康(社会)保険被保険者資格喪失証明書等、離職票
付加保険料を納めたとき ※第1号被保険者のみ	本人確認証明書(運転免許証、マイナンバーカード、保険証など) ※希望する人が定額の保険料に月額400円の付加保険料を加算して納めることにより、納めた月数×200円で計算した金額が老齢基礎年金に加算されます。
保険料の免除を申請したいとき	●一般の免除基準 経済的に納付が困難な人は、所得に応じて保険料の全額、4分の3、半額、4分の1が免除されます。 (住民税が宮若市以外で課税されている人は所得証明が必要) ●納付猶予基準(納付猶予) 学生を除く50歳未満の方で、本人および配偶者の所得が一定額以下であれば保険料の納付が猶予されます。(世帯主の収入は問いません) ●学生の免除基準(学生納付特例) 一般的に学生本人の所得が118万円以下 学生証の写し、または在学証明が必要(親の収入は問いません) ※仕事をやめられた場合 離職票または雇用保険受給資格証が必要

※第3号被保険者に関する届け出は、平成14年4月より、第3号被保険者の配偶者の勤務先の事業主等を経由して年金事務所へ提出していただくようになりました。

国民年金による給付

老齢基礎年金

保険料を納めた期間と保険料を免除された期間等を合わせて25年以上ある人が、65歳になったときから受けられます。60歳を過ぎれば繰り上げて受けることもできますが、この場合は年金額は受けるときの年齢に応じて一定の割合で減額されます。(減額された金額の試算は年金事務所へ)

寡婦年金

国民年金保険料を10年間納めた夫が老齢基礎年金や障害基礎年金を受けずに亡くなったとき、妻が60歳から65歳になるまで受けられます。

死亡一時金

国民年金保険料を3年以上納めた人が、国民年金を受給する前に死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合に受けられます。

障害基礎年金

国民年金に加入中(もしくは、60歳以上65歳未満で日本に住んでいる)に初診日※のある病気やけがで国民年金法で定める1級または2級の障害の状態になった人が受けられる年金です。厚生年金保険に加入中に初診日があるときは、障害厚生年金も受給できます。

※障がいの原因となった病気やけがで初めてお医者さんにかかった日のことです。

受給するための要件

初診日のある月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料の未納期間が3分の1以上ないことが必要です。ただし、初診日が令和8年3月31日までにある場合は、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がなければ受けることができます。

詳しくは、年金事務所、市町村へ。

遺族基礎年金

死亡日前に一定の納付要件を満たした人や老齢基礎年金の資格期間を満たした人が亡くなったときに、次の遺族に支給されます。

①子のある妻 ②子のある夫 ③子

※子とは18歳到達年度末(障がいのある状態にある子は20歳)までの子



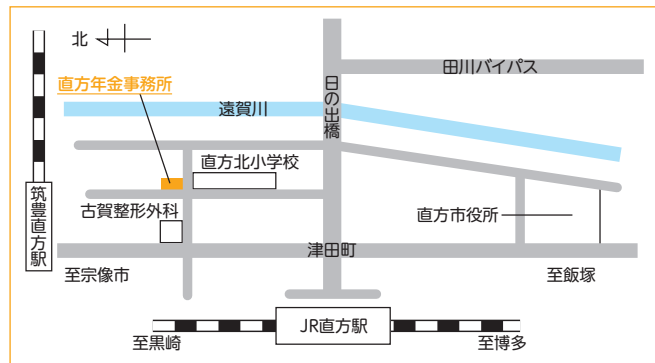
年金の問い合わせ

問 直方年金事務所(直方市) ☎22-0891

厚生年金については、直方年金事務所にお問い合わせください。

直方年金事務所

〒822-8555 福岡県直方市知古1-8-1



問 国民年金課(適用・保険料関係) ☎22-0905
お客様相談室(年金給付関係) ☎22-0891

受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

週初開所日 午前8時30分～午後7時

第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※祝日、12月29日～翌年1月3日は利用できません。

インターネットで個人の年金情報の確認や申請等ができます

ご利用には、あらかじめユーザID・パスワードの申込みが必要になります。

「ねんきんネット」

あなたの国民年金と厚生年金の加入記録等を閲覧できます。

お問い合わせ 「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」 ☎0570-058-555

受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後8時
第2土曜日 午前9時～午後5時
(祝日、12月29日～翌年1月3日までを除く)

※電話がつかない場合には、時間を置いておかけ直してください。

詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。 <http://www.nenkin.go.jp/>

年金に関するご相談は「ねんきんダイヤル」へ



☎0570-05-1165

●IP電話・PHSからは

☎03-6700-1165

受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
ただし月曜日(休日明けの初日)は午後7時まで
第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※祝日及び年末年始はご利用いただけません。

※電話がつかない場合は、管轄の年金事務所をご利用ください。

